

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- 工事名称
- 工事場所
- 建物概要

あさぎり町学校給食センター-蒸気温水製造ユニット更新工事

あさぎり町免田東

地 内

	建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防法施行令 別表第1区分	備 考
1	学校給食センター	RC造	2	1,388.70		
2						
3						
4						

※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) (m/sec)

※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ()

※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

4 工事項目 (電気設備工事) ○印を付したもの

工事項目	建物名	1	2	3	4		屋 外
1 電灯・コンセント設備							
2 幹線・動力設備							
3 電熱設備							
4 雷保護設備							
5 受変電設備							
6 電力防漏設備							
7 発電設備							
8 構内情報通信網設備							
9 電話・構内交換設備							
10 情報表示設備							
11 映像・音響設備							
12 拡声設備							
13 誘導支援設備							
14 呼出設備							
15 テレビカメラ受信設備							
16 テレビ電音障害防除設備							
17 監視カメラ設備							
18 入退室管理設備							
19 自動火災報知設備							
20 自動閉鎖・非常警報設備							
21 中央監視制御設備							
22 防犯設備							
23 電気時計設備							
24 外灯設備							
25 構内配電線路							
26 構内弱電線路							
27 撤去工事							

5 工事項目 (機械設備工事) ○印を付したのもの

工事項目	建物種別及び屋外	1	2	3	4		屋 外
1 空気調和設備							
2 換気設備							
3 排煙設備							
4 自動制御設備							
5 衛生器具設備							
6 給水設備	○						
7 排水設備							
8 給湯設備	○						
9 消火設備							
10 厨房設備							
11 ガス設備							
12 冷化槽設備							
13 昇降機設備							
14 撤去工事	○						

6 設備概要 (機械設備工事)

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない ○印を付けたものが該当項目とする)

空気調和方式	・ ダクト方式 (・ 中央 ・ 各階ユニット) ・ FCU方式 ・ FCU+ダクト併用方式	・ バッケージ方式	
主要熱源機器	・ 電気熱源(ヒートポンプ)ユニット ・ バッケージ型空気調和機	・ 吸収冷温水機 ・ マルチバッケージ型空気調和機	・ 吸収冷温水機ユニット ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機
換 気 設 備	機械換気 (・ 有 ・ 無)		
排 煙 設 備	機械排煙 (・ 有 ・ 無)		
自動制御設備	・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式		
給 水 設 備	・ 水道直結方式 ・ 高置タンク方式 (・ 上水 ・ 井水 ・ 中水) ・ ポンプ直送方式 (・ 上水 ・ 井水 ・ 中水)	・ 含流 ・ 増圧ポンプ方式	
排 水 設 備	建物内の汚水と雑排水 (・ 分流 ・ 合流) ボンプ排水 (・ 有 (・ 湧水 ・ 雑排水 ・ 汚水) ・ 無) 汚水放流先 (・ 公共下水道 ・ し尿浄化槽) 雑排水放流先 (・ 公共下水道 ・ し尿浄化槽)		
消 火 設 備	・ 屋内消火栓 (・ 1号 ・ 2号) ・ 屋外消火栓 ・ 連結送水 ・ 連結散水 ・ 泡消火 ・ スプリンクラー		・ ハロゲン化物消火
ガ ス 設 備	・ 二酸化炭素消火 ・ 新ガス系消火 ・ 都市ガス (供給業者名 種別 発熱量 MJ/m ³) ・ 液化石油ガス		

※注意事項

- 工事用資・機材、建設副産物等の適積載をしないこと。
- 適積載を行なっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 資材等の適積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することの無いようにすること。
- ごし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンブトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。
- 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体への加入者の使用の促進に努めること。
- 下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンブトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
- ①から⑥の事項につき、下請け契約における受注者を指導すること。

機械設備工事特記仕様書

あさぎり町

1 本工事の契約は、図面及び仕様書に基づくとし、添付の工事内容表を参考とする。

2 図面及び仕様書に記載されていない箇所及び品名は、製品の程度を示すものでも考慮とする。

3 契約締結後主として発注者から提出するところ、候補者(代理人)提出する場合には、発注者に所領し、かつ、必要資格を有することが確認できる書類を添付すること。

4 候補者のうち、最も低価格で入札した候補者を「落札者」とし、落札者には労働災害対策等責任を負担加入する期間を契約期1月以内に指定すること。なお、落札者選定金非納納時の落札者納入及び提出の必要な書類は、落札者選定金非納納支払交付通達を提出すること。

5 仕様書及び図面に記載されている監査官、監督員との協議等の要領については、工事監理契約に定めるところによる。

6 使用材料及び設備については、品質資料、県内企業及び建設企業への採用に努めること。品質資料を使用しない場合は、「品質資料等不使用状況報告書」を監督職員へ提出し、承認を得ること。なお、品質資料、県内企業及び建設企業とは、以下に該当するものをいう。

(1) 品質資料とは、県内で産出、生産又は製造されたものをいう。

(2) 県内企業とは、県内に所在する商業所を置く建設事業者をいう。

(3) 建設企業とは、県内に開設されたものをいう。

7 本工事は電子納品対象工事とする。

8 最良の品質等による不当要求又は工事妨害(以下不当介入という。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、遵守しないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対応する。

(1) 不当介入を受けたい場合と、毅然としてこれを拒否し、不当介入が原因で予定や遅延により管理費等へ過剰に、検査上必要な協力を行うこと。

(2) 警察へ通報を行った場合には十分に審議し適切なやりかたに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたりにより、工期に遅れが生じる等の被害が発生した場合とは、発注者と協議して対応すること。

Ⅲ 其他事項

1 図面及び仕様に特権性を持たない事項は、国土交通省大臣官庁官署管轄印書「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」
「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」及び「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」による。
なお、公共住宅施設においては、国土交通省住宅局住宅部企画調整課管轄「公共住宅施設工事標準仕様書(令和元年度版)」を併せて適用する。

2 項目は、番号の順に○印が付いたものを標準とする。○印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
項目に「※」の印が付いているものは、特別に注意を喚起するものである。

3 契約手続上の単位は、特に記述のないものを標準とする。

4 各条の「標準仕様」にある「()書きは新築工事標準仕様書の意、同様、番号である。」

5 使用する材料、工法については品質資料と協議の上、変更することができる。

各業共通事項	12 技能士	適用工事種別 ()内は、適用作業 ・ 鉄筋工事 1級鉄筋施工技能士 ・ コンクリート工事 1級左官技能士 ・1級型枠施工技能士 ・1級コンクリート圧送施工技能士 ・ 既設工事 1級とび技能士 ・ フロック及びALCパネル工事 1級ブロック施設技能士 ・ 防水工事 1級防水施工技能士 (作業) ・ 石工事 1級石材施工技能士 ・ タイル工事 1級タイル張り技能士 ・ 木工工事 1級建築大工技能士 ・ 屋根及びとい工事 1級建築板金技能士(内外装板金作業) ・ 金属工事 1級内装仕上り施工技能士(鋼製地下工事作業) ・建築板金(内外装板金作業) ・ 左官工事 1級左官技能士 ・ 電気工事 1級サッシ施工技能士 ・1級ガラス施工技能士 ・ 塗装工事 1級塗装技能士 (作業) ・ 内装工事 1級内装仕上り施工技能士 (作業) ・ 補修工事 1級表装技能士 (作業) ・ 設備工事 1級造園技能士 ・ 1級配管技能士 ・1級冷凍空調機器施工技能士 ・ 1級熱絶縁施工技能士 ・1級建築板金技能士(ダクト板金作業) 技能士は、資格を証明する資料を監督員に提出すること。	(1. 5. 2)
	13 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。	
	14 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音騒動対策技術指針に基づき、低騒音建設設備を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。	
	15 設計GL	※ 図示による。 ・ 現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による。	
	16 既存部分等への処理	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。	
	17 他工事との取合い	施工範囲 別表-1 による。 施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。	
	18 建築材料 設備機器等	ホルムアルデヒド放数量 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。 ※ F☆☆☆☆ ()	
	19 化学物質の濃度測定	・ 行う。 ・ 行わない。 厚生労働省が定める化学物質の濃度が指針値以下であることを確認し、報告書を監督員に提出すること。 対象品名 () 測定法 ・ アクティブ型 ・ パッシブ型 ・ その他	(1. 5. 9)
	20 工事写真等	撮影所及及び撮影方法は、「熊本県建築工事写真撮影要領」による。 着工前、工事中、竣工時及び完成写真用写真の撮影は、デジタルカメラを使用すること。また、完成写真は、下配業者の撮影とする。 ・ 監督員の承諾を受けた写真専門業者 ※ 監督員の承諾を受けた撮影者	
	21 完成図	貸した原図(電子データを含む)に変更内容を加筆訂正し、下配のものを含めて監督員に提出すること。 また、施設引渡し品がある場合は、その受渡書(等)を監督員に提出すること。 工事完成図(なつ所製本(A4)1部、2つ折製本(原図)1部、A4折込製本(原図)1部) 試験成績表、保証書、取扱説明書等 電子データについては、熊本県電子納品運用ガイドラインの仕様により作成し、納品を行うこと。	(1. 7. 1 1. 7. 2)
	22 施工図	熊本県電子納品運用ガイドラインの仕様により作成し、納品するものとする。 当該建築物の取得する施工図等の著作権に係る使用権は、当該建築物に限り発注者に移譲する。	
	23 保金に関する資料	※ 提出する。 ・ 提出しない。 提出部数 ※ 2部 ・ ()部	(1. 7. 1 1. 7. 3)
	24 保険等	熊本県公共工事請負契約款第50条第1項により、次の保険等(その他これに準ずるものを含む)に付かなければならない。 (1) 保険の種類 ① 火災保険又は建設工事保険 組立保険 (請負業者損害賠償責任担保特約付) (2) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)(損害賠償等特約を含む) (3) 保険の加入期間 ※ 工事着手後(原則とする)速やけに加入し、工期末より90日間以上 ・ その他 () (4) 保険金額 ※ 原則として請負金額に相当する金額 ・ その他 ()	
	25 安全施工実施対策	※ 建築工事安全施工技術指針にしたがい、工事の安全確保に努めるとともに、安全・訓練等の実施状況報告書を監督員へ提出すること。	
	26 官公庁への 照手続き等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。	(1. 1. 3)
	27 石綿(アスベスト)	工事開始前に労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大気汚染防止法に基づきもの)に対して、本工事に関係する石綿の有無について事前調査結果の報告を行うこと。 事前調査結果の報告については、石綿事前調査結果報告システム(https://www.ishiwata-houkoku.mhiw.go.jp)を用いても良い。 また、石綿の有無の事前調査の対象箇所については、県監督員と協議のうえ決定すること。	
	2 仮設工事	1 既存部分の養生 養生方法 ※ ビニールシート等による。 ・ () 固定された機、机、ロッカー等の移動 ※ 行わない。 ・ 行う (図示による) 既存家具等の養生 ※ ビニールシート等による。 ・ () 2 監督員事務所 ・ 設ける ※ 設けない (2. 3. 1) 面積規模 () m ² 程度 備品については、監督員の指示による。 3 工事用水 構内既存の施設 ※ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない 4 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない 5 外部足場 ※枠組本足場 ・ その他 () 6 手すり先行足場 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基準第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に際する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。	
	3 土工事	1 埋戻し及び盛土 種類 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3. 2. 3)(表3. 2. 1) 2 建設発生土の処理 ※ 構外指示の場所 (3. 2. 5) 受け入れ場所 () 受け入れ場所での処理 (・ 敷きならし ※ たい壊) 搬出距離 () km 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議のうえ決定する ・ 構内指示の場所 (・ 敷きならし ・ たい壊)	

R5. 3. 17改定

機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書	あ さ ぎ り 町 役 場 教 育 課	建 築 士 事 務 所 名	建 築 士 事 務 所 知 事 登 録 号	工 事 名 称	さざり町学校給食センター蒸気温水製造ユニット更新工事	
		設 計 者 氏 名	建 築 士 登 録 第 号 印	図 面 名 称	機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書 （ 第 1 ）	図 面 番 号 M-01

[illegible]